

紋章の研究

その5 戦国大名の紋章

若山初子

1. 緒言
2. 戦国大名の紋章
3. 紋章の分類
 - (1) 時代的変遷
 - (2) 家紋の特色と意義
4. 新しい紋章について
5. 多種類の紋章の使用について
6. 紋章の分布

1. 緒言

^{1,2)} 前報において武家紋の始まりであるといわれる鎌倉武将の紋章、および室町武将の紋章を調べそれぞれの時代の特色を見出した。すなわち同じ紋章を用いている場合の多くに血族的な繋がりを見ることができ、また紋章の形態から当時の武家文化の一端を推察することができた。鎌倉、室町と時代の進展につれ具象から抽象へ、また合成紋の増加等紋章も多様化を示したことが認められた。これらは公家文化の吸収や、紋章に対する意識の広がりを意味するものと考えられる。また分布においては鎌倉時代はその中心は関東地方であった。室町時代も関東地方において最も増加を示し、特に後期は多種類の紋章が分布したことが認められた。さらに中部、近畿地方も増加し始めていることが認められた。このような紋章は次の時代にはどのように発展して行ったのであろう。

本報においては織田信長、豊富秀吉の出現した頃から関が原の役位までを中心として調べて見たい。この時代は周知の通り応仁の乱を境にして天下大乱の世に陥入り、弱肉強食戦乱の時代になった。すなわち旧族が衰え至る所で今まで名もない新氏族が興起したのである。現代まで脈々として伝えられている美しい紋章がこの時代の社会のさまざまな要素によって培われた

事を考える時、当世人の紋章美によせた情熱の並々ならぬものを感じず。そしてこのような時代に生きた武将の感情は、時代を隔てた人々には測り知れないものがあつたに相違ない。

2. 戦国大名の紋章

応仁の乱後將軍職は形式的なものになり、下剋上の波に流されてしまったと考えられる。織田信長が出現したのはこのように戦国乱世も頂点に達した頃であった。信長や秀吉のような英雄が雲の如くに現われ、戦国の乱れた世の中が漸く統一され、やがで武家の封建制が確立されようとする時代である。この時代を服飾文化の上から眺めて見ると、今まで文化の中心であった公卿達は焦土と化した京都を離れた。このために公卿文化の伝統、因習等は消滅または改革を余儀なくされ、今まで維持されてきた諸制度、学術、儀式、慣習等は破壊されるに至った。そのために乱後に至って公卿の被服や、それに付随した調度品、慣習等が著しく簡略化された。例えば男子の狩衣が公服となり、女子も小袖(白衣)に緋袴で宮中に奉仕する等の風潮が生じ、これは武家民庶風俗に大きな影響を与えたと考えられる。風俗の中心が公卿の独占から離れて独特な文化を形成したのである。

このような時代に紋章はどのような変化を示したのであろう。本報においては大名の紋章を中心に、紋章の特徴および地域的な関係を考察し、時代的特色を見たいと考える。

この時代を便宜上三つに区分し、それぞれの年代の大名の紋章を表1、表2、表3にまとめて示す。尚表中の氏および居住地は歴史地図帳^{3,4)}により、また紋章名は姓氏家系大辞典⁵⁾、および日本紋章学⁶⁾を参考にし著者がまとめたものである。また表中に不明と記してあるのは調べた範

表1 1572年頃の戦国大名の紋章

氏	居住地	紋章名	氏	居住地	紋章名	氏	居住地	紋章名	
芦南	名部山	陸奥三引	神保	越中	堅二引	小早	川田	備後	左三つ
南	堂馬	鶴村山	木路川	飛三河	不驛	益毛	利河	石安	九一文字
嶋	村城	山九左	川尾川	三尾川	三木瓜	十細	河野	安讀阿	五七折
二	上達	右三竹	倉田	越若	木瓜	河野	宮寺	伊予	折右
相	尾須	左三竹	井角	近伊	花三	宇西	部条	土佐	酢漿
田	山宮	右三竹	戸島	伊大	三三	長宗	井友	前前	漿姑
結	竹城	野月	永井	河本	四割	我部	浦葉	前前	漿姑
最	葉田	陸月	本山	山色	不割	肥後	寺村	肥後	漿姑
伊	見田	野月	丹野	野好	引不	宗我	蘇良	肥後	漿姑
長	田間	上野	松上	喜多	不引	造	津東	肥後	漿姑
那	杉田	下野	多子	子	引不	大有	付	肥後	漿姑
小	川	常陸	尼	子	不引	阿相	肝	肥後	漿姑
宇		陸月			不引	相島		肥後	漿姑
佐		常陸			不引	島		肥後	漿姑
岩		常陸			不引			肥後	漿姑
千		常陸			不引			肥後	漿姑
武		常陸			不引			肥後	漿姑
里		常陸			不引			肥後	漿姑
太		常陸			不引			肥後	漿姑
北		常陸			不引			肥後	漿姑
本		常陸			不引			肥後	漿姑
上		常陸			不引			肥後	漿姑
武		常陸			不引			肥後	漿姑
今		常陸			不引			肥後	漿姑

※氏および居住地は高等日本史精図による。

表2 1582年頃の戦国大名の紋章

氏	居住地	紋章名	氏	居住地	紋章名	氏	居住地	紋章名
蠣津	崎陸	割字	千武	葉田	下総	本願	津磨	菊桐
南	部西	三引	里北	田見	上安	羽龜	磨因	井筒
葛	崎馬	三引	北条	北条	伊豆	字喜	幡前	兒文字
大	村城	九左	本上	間杉	相模	吉小	出備	三三
相	城名	右三	上真	田曾	渡後	早川	雲後	左三
田	田名	三引	木武	田川	濃割	川利	石見	一文字
結	寺野	三引	徳徳	川川	割割	川利	阿波	三三
岩	鳥藤	三引	織佐	川々	木瓜	細宗	土佐	五七折
芦	上野	三引	佐佐	間田	無瓜	我部	予後	酢漿
秋	野	三引	久小	路田	丸木	園寺	折花	漿姑
小	上野	三引	小	田路	丸木	野野	肥後	漿姑
矢	野	三引	小	田路	丸木	井浦	肥後	漿姑
武	野	三引	小	田路	丸木	寺村	肥後	漿姑
最	野	三引	小	田路	丸木	馬蘇	肥後	漿姑
伊	野	三引	小	田路	丸木	蘇良	肥後	漿姑
長	野	三引	小	田路	丸木	津東	肥後	漿姑
那	野	三引	小	田路	丸木	付	肥後	漿姑
宇	野	三引	小	田路	丸木	肝	肥後	漿姑
字	野	三引	小	田路	丸木		肥後	漿姑
小	野	三引	小	田路	丸木		肥後	漿姑
佐	野	三引	小	田路	丸木		肥後	漿姑
小	野	三引	小	田路	丸木		肥後	漿姑
江	野	三引	小	田路	丸木		肥後	漿姑
大	野	三引	小	田路	丸木		肥後	漿姑

※氏および居住地は高等日本史精図による。

表3 1600年頃の戦国大名の紋章

氏	居住地	紋章名	氏	居住地	紋章名	氏	居住地	紋章名
津南	陸奥	暁字・牡丹・九曜	山内	遠江	三葉柏・波・白黒一文字	宮部	因幡	不
伊相	〃	鶴の丸	尾中	〃	抱みようが・放馬	木下	幡磨	明
岩城	〃	竹に雀・二引両・九曜・五七の桐	田金	三河	六目結	脇坂	淡路	丸の内に二つ引
秋田	〃	九曜・羅馬	森飛	飛騨	左三つ巴・七九桐	宇喜	多田	輪違い・桔梗
最上	〃	櫛子に月	織田	美濃	桔梗・裏梅鉢・亀	吉川	出雲	児文字・剣酢漿草
蒲生	〃	櫛扇・獅子に牡丹	福島	〃	甲・五枚笹	毛利	防長	三引両
結城	〃	竹に雀・二引両・桐	池田	尾張	木瓜・桐・永楽通宝錢	生駒	讃岐	一文字三つ星・沢
佐武	〃	対立	前田(利政)	能登	湯羽蝶・丸に無の字	須賀	阿波	瀧・桐
本里	〃	右三つ巴	前田(利長)	加賀	五七の桐・沢瀉・菊・牡丹	藤堂	土佐	波引車・三亀甲
徳川	〃	花の丸	羽木	越前	輪蝶・笹竜胆・蝶	安国寺	筑前	丸に三・五三の桐
大村	〃	本の字・丸に本の字	大谷	〃	星・祇園守	小黒	肥前	酢漿草・帆懸船・
溝堀	〃	二引両	石井	〃	梅鉢・五七の桐	立花	肥後	葛丸に酢漿草
上杉	〃	三葉	筒宮	〃	遠棒・三葉笹・三	小西	日向	下藤・蛇の目
真田(信幸)	〃	上藤の内古文字	木下	〃	木瓜	伊東	〃	左三つ巴
真田(昌幸)	〃	大文字	若川	〃	違鷹の羽明	津島	〃	三つ藤巴・永楽錢
榊原	〃	上文字	丹波	〃	九曜・大吉一大	宗	〃	三つ星・梶の葉
石川	〃	播磨菱・菱井	近江	〃	万	宗	〃	蟹
京極	〃	不	増田	〃	梅鉢	宗	〃	四つ目結・杏葉
浅野	〃	竹の丸に雀	堀桑	〃	丸に違鷹の羽・違	宗	〃	杏葉・祇園守
中村	〃	丸の中に三遠	〃	〃	大根・四つ目結	宗	〃	桔梗園守
	〃	〃	〃	〃	沢瀉・菊・五七の桐	宗	〃	祇園守
	〃	車輪・九曜	〃	〃	二引両・桐・九曜	宗	〃	杏葉
	〃	永楽錢・丸に無の字	〃	〃	花橘・瞿麥・五七の桐	宗	〃	月星
	〃	五三桐・桔梗・九曜	〃	〃	藤菊・丸の内打筒	宗	〃	三瞿麥・花輪遠・花菱
	〃	三笹丸・蛇の目	〃	〃	菊・五七の桐	宗	〃	丸に十の字
	〃	四つの目結	〃	〃	菊・桐・鳳凰の丸	宗	〃	四つ目結
	〃	丸に違い鷹の羽	〃	〃	桔梗・五七の桐	宗	〃	
	〃	不	〃	〃		宗	〃	

※氏および居住地は解説日本史地図帳による。

図で判明しなかったものである。しかしこれらの大名は名を知られた武将であり、当時の世相から判断して家紋を持たないと云うことは考えられない。

3. 紋章の分類

(1) 時代的変遷

次にこの時代に用いられた紋章を文様紋、植物紋、動物紋、器器器具紋、天文地理紋、文字紋に分類しその数を図1に示す。また、前報で報告した鎌倉時代、および室町時代の紋章を上記と同様に分類し図2に示す。

図1、および図2の結果から、1600年以前の図では最も多種類の紋章は文様紋であり、ついで植物紋、器器器具紋の順となる。しかし1600年は植物紋の種類が増加し文様紋と逆になっていることが認められる。

時代的特色としては鎌倉時代に最も用いられた紋章は巴紋であった。巴文様の持つ意義が当時の武将の心情に受入れられ多種類にデザインされ、ついで引両紋、菱紋、鱗紋等が比較的に種類多く用いられており文様紋多用の結果となっている。また室町前期は足利氏の全盛時代であった。したがって引両紋が捍領という形において用いられ始めたであろうし、佐々木氏が栄えたので目結紋の種類も多く用いられ、鎌倉時代から引続き用いられていた巴紋等が文様紋多用の原因と考えられる。また室町後期も前期とほぼ同様の傾向であった。すなわち栄えた一族の紋章が何通りにもデザインされており時代的特色をよく表わしていると考えられる。

これに対して戦国大名の紋章は表1、表2、表3によってもわかるように、前時代まで多用されていた紋章がそのまま用いられているとは限

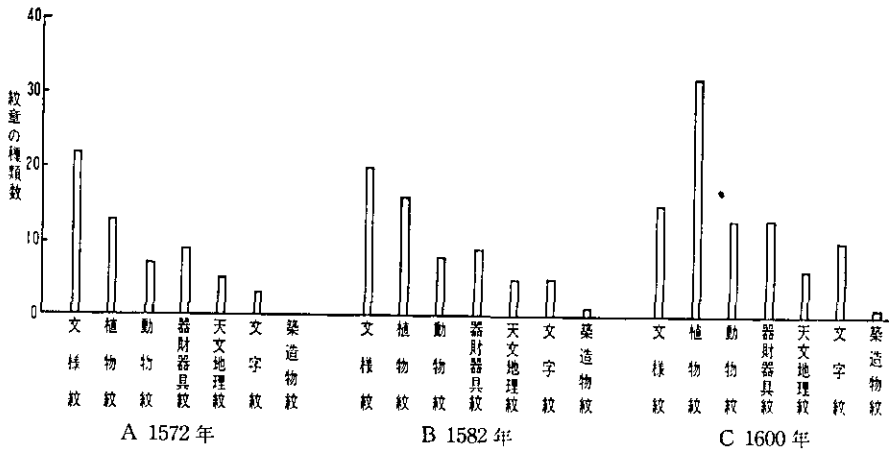


図1 紋章の種類

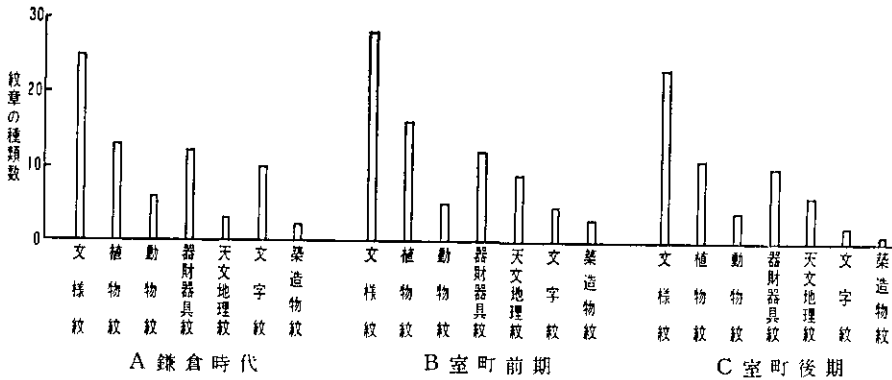


図2 紋章の種類

らない。例えば巴紋で見ると鎌倉時代5種類、室町前期7種類、後期6種類に比べ、1572年は3種類、1582年3種類、1600年2種類と少なくなっていることがわかる。全体的な傾向として同じ種類の紋章を用いている武将数は少なくなり、新しく用いられた紋章が増加し、種類が多様化されていると考えられる。それが最も顕著に現われているのは1600年の植物紋であり32種類の紋章が用いられている。具体的に述べると植物紋では鎌倉時代は13種類の紋章を36人の武将、室町前期では16種類の紋章を39人の武将、後期では11種類の紋章を40人の武将が使用している。これに比べて1572年では13種類の紋章を19人の武将が用い、1582年では16種類の紋章を25人の武将、1600年では32種類の紋章を55人の武将が使用しているこ

ともわかる。このうち戦国大名の紋章で特記すべきことは、植物紋においては五七の桐を用いている武将が他の紋章に比べて最も多く、1572年では5大名、1582年では6大名、1600年では11人の大名が用いていることである。尚付記すると室町時代において五七の桐は足利氏の家紋となったため、かなり用いられているが、この時代に用いているのはそれらの武将ではない。またその他の紋で武将数の多いものは九曜紋が1572年4大名、1582年6大名、1600年7大名で他の紋章に比較して多く、この紋章は鎌倉時代から引き続き多用されている紋章である。菊紋も1600年には5大名が用いている。これに対して引両紋(足利氏の家紋)は鎌倉時代は20人の武将、室町前期は14人、後期は29人の武将が家紋としているのに対して、1572年

では8大名、1582年も8大名が用い1600年では6人の大名が家紋としているように減少の傾向を示している。

以上のような事実を考えて見てもこの時代は大名の興亡が非常に激しかったことが伺えるわけである。尚今回調べたのは1572年、1582年、1600年を区切って大名の家紋を調べたので、その間に興亡した大名の紋章や、表記大名の家臣の用いた紋章を加えると、より多種類になると考えられる。

(2) 家紋の特色と意義

図1、および図2は紋章を植物編、文様編のように分類したのであるが、次に家紋はどのような意義、目的に基づいて選定されたのであろうか。前報と同様の分類法により表1、表2、表3の紋章を分類した。その結果を表4に示す。

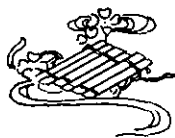
表4の結果から尚美的意義に基づいて家紋に定められた紋章が最も多く、次は瑞祥的意義を持つもの、記念的意義を持つもの、信仰的意義を持つもの、尚武的意義を持つもの、目印としての簡潔を中心としているものの順となってい

る。(尚表中には一つの紋章で二つ以上の意義を持っていると考えられるものは、それぞれの所に記入してあるため重複している紋章あり) 戦場で戦う武将の紋章としての目的から考えるならば第一に目印として簡潔であること、尚武的意義を持つこと等をあげることができるが、これらの紋章は最も少ない。これらの事実は前報の鎌倉、室町時代と共通な現象として考えられるし、また特に尚美的意義を持つ紋章の増加が顕著であることが認められる。これは当然この時代の文化の影響が大であると考えられる。すなわちこの時代は禅宗文化に基礎をおいた前時代とは異なり、自由な進取的な傾向を帯びた時代であった。この時代になると富有的商人階級もおり、従来の風潮とは異った自由と進取的な空気により、服装の形態変化が行われてきたのである。すなわちこの時代は小袖発達時代といわれ衣服形態の変化し始めた時代である。それに加えて諸美術、建築等の発達した時代でもある。

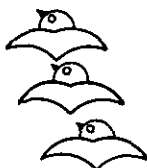
このような文化面の発達が美的感覚を洗練させ、尚美的意義を持つ紋章を増加させたものと

表4 紋章の意義、目的別の分類

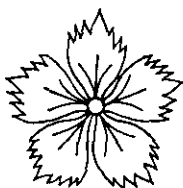
分類法	紋章名
美を中心としていると考えられるもの	五七の桐・五三の桐・七九桐・藤の丸・三つ藤巴・藤・桔梗・水色桔梗・梅鉢・真梅鉢・罌粟・三罌粟・雛菊・花橋・葛・笹竜胆・沢瀉・酢漿草・牡丹・慈姑・竹に雀・獅子に牡丹・四つ目結・六つ目結・十六目結・寄懸目結・花菱・三階菱・摺摺菱・山形村濃・小紋村濃・木瓜・三木瓜・輪違・花輪違・杏葉・菱井桁・車輪・波引車・花筏・波・揚羽蝶・輪蝶・三遠雁・丸の中に三遠雁・三雁禪
目印として簡潔を中心としていると考えられるもの	二引両・三引両・丸に二引両・丸に三引両・堅二引両・三鱗・四つ目結・釘抜・丸に十の字・輪違
信仰的意義を持つと考えられるもの	九曜・九曜巴・三つ星・月星・一文字三つ星・蛇の目九曜・左三つ巴・右三つ巴・右二つ巴・亜字・折敷に三文字・丸に無の字・丸に卍・葵・梅鉢・茗荷・違大根・祇園守・獅子に牡丹
瑞祥的意義を持つと考えられるもの	五七の桐・五三の桐・七九桐・三笹丸・五枚笹・九枚笹・酢漿草・三葉柏・三本松・茗荷・鶴の丸・松喰鶴・対立鶴・立鳳凰に堅引両・鳳凰の丸・亀甲・三盛亀甲・檜扇・公鑿に檜扇・月の丸扇・丸の内打筒・足長洲浜・永楽通宝・白黒一文字・大吉大一大万・丸に一文字
記念的意義を持つと考えられるもの	五七の桐・五七の桐に杵築笹・梅鉢・菊・沢瀉・三葉柏・梶の葉・井筒に稻穂丸・上藤の内古文字の大文字・蝶・蝶星・鶴の丸・羅馬・立鳳凰に堅引両・割菱・欄子に月・月の丸扇・帆懸船・違棒・本の字・丸に本の字・児文字・上文字
尚武的意義を持つと考えられるもの	獅子に牡丹・羅馬・放馬・丸に違鷹の羽・違鷹の羽・鷹の羽・蟹・劍酢漿草・長劍梅鉢・劍花菱・違鎗矢・追洲流・釘抜・蛇の目・蛇の目九曜・丸の内打筒・波



花 筏 紋



三 遠 雁 紋



瞿 麦 紋



花 橋 紋

考えられる。また他面から考えると政治力のなくなった公卿の紋(美しい紋章が多い 例…牡丹紋(近衛家家紋))は依然として栄誉と権威のある位置を占めていたために、力ある武士は婚姻という形でその紋を掌中に収めたのである。以上のような時代の反映がこの種の紋章の増加に繋がっているのではなかろうか。

2~3の紋章を例にあげて述べると花筏紋は筏に花を乗せたものを象った紋章である。図を見ても分るように水面の筏の上に花びらが舞っており風情のある美しさが漂っている。三遠雁紋からも同様の傾向を知ることができる。また瞿麦、雛菊*、花橋等の紋もその美しさから家紋と制定したと考えられる紋である。

また、美を中心としている紋章の中にも獅子に牡丹、竹に雀のように、あわせて武士らしい厳つさを表現している紋章も見られる。伊達氏の所有となった竹に雀紋は二本の竹を用いて竹丸を形成し、各竹は四節で十数葉をその左右に出し、中に二羽の飛雀が対合している。この雀は目はつぶらに可愛らしくは描かれていない。また獅子に牡



獅子に牡丹紋

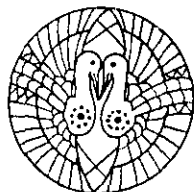


竹に飛雀紋

丹紋は富貴華麗な牡丹と百獣の王の獅子を組合せ、極めて豪華で且つ強い権威を表わしているように考えられる。

以上のように文化や生活感情が紋章に巧みに組み込まれていると考えられる。

まためでたいもの、縁起のよいものに心を引かれるのは何時の時代でも同じである。特に社会が未開発の時代は尚更であろう。子孫の繁栄を願い、また瑞祥的なものをそのまま家紋としている武将の心情を汲み取ることができる。例えば南部氏の用いた舞鶴紋は嘴を突き合せた二羽の鶴の胸に九曜紋が描かれている。鶴は古来より瑞鳥とされている。そして鎌倉時代からの武将の紋章を見てもわかるように武将で鶴を用いたのは南部氏が最初である。二羽の鶴を用いたのは秋田氏と戦っている時、味方の軍中に二羽の鶴が舞い降り同時に戦勝したの理由からと考えられる。記念的意義と鶴の瑞祥性を組合せたものであろう。また胸に九曜紋が描かれているのはこの紋の持つ信仰性を同時に組み込んだものであろうか。このように南部氏の紋章は信仰、瑞祥、縁起、記念等の意味を持つものと考えられる。また大吉一大万や、永楽通宝紋はその文字の持つ瑞祥性をそのまま紋章としたものであろう。



南部鶴丸紋

大吉一大万紋

大吉一大万紋



永楽通宝銭紋

次に記念的意義を持つと考えられる紋章は、何かの機会に直面した時にそのことを記念してそれをそのまま紋章としたものである。前述の南部氏の紋章もそうであるし、毛利氏の沢高紋

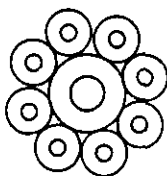
* 註 雛菊は雛架菊(室町時代逸見氏家紋)と同様と考えられる。雛も柴や竹を荒く編んだ垣の意。

も同様である。これは、或る年元就戦に臨み河を涉りしに、沢瀉に蜻蛉のどまれるを見て、観賞措かず、進んで敵と合戦するに及び勝利を得しかばこの事を記念せんがためにこれより沢瀉を家紋に定めたりといふ、と記されていることでもわかる。毛利氏の場合は記念と尚美の二つを考慮することができる。また丹羽氏の違棒は、丹羽家の定紋は箸を違えたるものと世人語り伝へたり。丹羽長貴候の話には、何かと云ふ事も知らねども、むかし戦場にて血の付たる刀を拭ひたるに、紋の如く趾付たるを、秀吉公紋に仕候へと御意有之によって定紋にせしとなり、とある。その他の紋章も名字に関係するもの等それぞれの意義を持っている。



違棒紋

次に信仰の意義を持つと考えられるものは前報でも述べたように星紋、巴紋がある。このような紋章もやはり外の意義と組合せて用いているものがある。すなわち蛇の目九曜等はそのよい例であろう。蛇の目は始め弦巻と呼ばれており、弦巻は弓の弦を巻きつけるもので出陣の



蛇の目九曜紋

時腰に付けたという。武器であり形があっさりしているところから紋章に用いられたものであろうし、この蛇の目を九曜の形に並べてデザインし尚武的意義と信仰の意義をあわせ持たせたものであろう。その他神紋をそのまま家紋にした梅鉢紋や、守り札を家紋とした祇園守等がある。

尚武的意義を持つと考えられるものは勇壮な動物や、武器に関連した紋章が多い。中でも蟹紋等は堅甲で身を固め蟹をかざして横行する姿を、甲冑に身を固め武器をかざして突進する武士の姿として紋章化したものと考えられ表現の面白さを感じる。

以上のような分類によりこの時代の紋章の概略を考察してきたが、前時代に比べ紋章の種類も増加しまた多様化してきたことが認められる。

4. 新しい紋章について

この時代に新しく用いられ始めたと考えられる紋章を表5に示す。

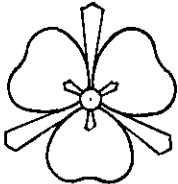
表5の結果から新しく用いられたと考えられる紋章は植物紋が最も多く23種類に達し、ついで動物紋の12種類、器器器具紋の10種類の順に用いられており、鎌倉時代に用い始められ

表5 新しい紋章の分類

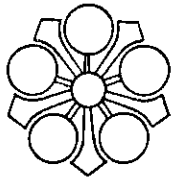
紋章の分類	1572年	1582年	1600年
文紋様	剣花菱	寄懸目結・小紋村濃	
植物紋	酢漿草・剣酢漿草・葵・慈姑・梅鉢・長剣梅鉢	シュロの葉・水色桔梗・井筒に稲穂丸・三本松	上藤の内古文字の大文字・三笹丸・違大根・丸に酢漿草・三柏・花橋・瞿麦・五枚笹・三瞿麦・二柏・裏梅鉢・七九桐
動物紋	羆馬・松喰鶴・三雁摺	獅子に牡丹・鳳凰の丸・丸の中に三遠雁	対立鶴・丸に違い鷹の羽・蟹・放馬・輪蝶・星蝶
器具器紋	花筏・違い鎗矢・釘貫・帆懸船・公響に檜扇	永楽銭	祇園守・波引車・違棒・丸の内打筒
天地紋文理	桐子に月	蛇の目九曜	波
文字紋	兎文字	並字・丸に無の字	本の字・丸に本の字・大一大吉大一力
築物造紋			井桁

た紋章が室町時代には更に増加を示し、この時代にはまた新しく57種類が加わったわけである。このような紋章を用い始めたのは皆それぞれの意義があることは前述した通りである。すなわち戦いに生命をかけた武将の生活感情を表現していると考えられる。例えば罌麦、花菱のように優美であるが故にそのまま、家紋に定めたと考えられる紋章もあるが、酢漿草などのように可憐な美しさに加えてその繁殖性を子孫繁栄に結びつけるものや、剣酢漿草や長剣梅鉢のように剣を加えることにより武将らしいイメージを与えるもの、また蟹等のようにその形をそのまま武士になぞらえたものや、祇園守のように信仰に起因するもの、或いは羈馬のように記念の意味を持つもの、永楽銭のようにその文字自体が瑞祥性を持つもの、或いはまじない的要素を持つもの等、選定の動機は広範多岐にわたっている。

次に紋章の形態についてみると、1572年の紋章に剣花菱、つづいて剣酢漿草、長剣梅鉢紋

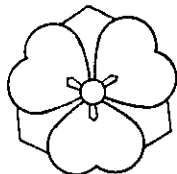


剣酢漿草紋



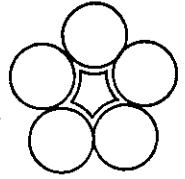
長剣梅鉢紋

が見られる。この剣は室町時代までの紋章には付されていないものである。すなわちこの時代に武を尊び紋章に加えたものと考えられる。酢漿草紋でその形態を見ると、この時代の剣酢漿草は図を見てもわかるように、剣が鋭く尖っており一見して剣であることがわかる。これに比べて現代の剣酢漿草紋は太く且つ短かくなり、先も鋭さは減じ剣というより花に付随した萼や蕊の変形とも見える。これは時代を経るに従って美しく抽象化されていったものと考えられる。以上の変化は剣花菱についても同様と考えられる。



現代剣酢漿草紋

また1572年に梅鉢紋が用いられており、1600年には裏梅鉢が家紋とされている。梅鉢紋は梅紋の変形である。梅花紋は写実的に描いたものであり、梅鉢紋は五つの円を花びらのよう



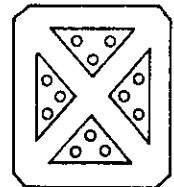
裏梅鉢紋

に象って並べたもので、中心の円は花卉に当る円より小さい。初めから抽象化された紋章であり、この紋は当時多用された紋章の一つである星紋の六曜紋、九曜紋の影響を受けているという。また裏梅鉢紋は梅鉢紋を裏側から象った紋章である。紋章は表面を描くのが普通であるが、このように裏側を用いているのはどのような意味があるのだろうか。この紋章を用いている金森氏は他にも紋章を用いていることから、おそらく替紋として用いたものであろう。

次に早期の紋章はまだ外郭をあまり用いてはいない。鎌倉時代の紋章には外郭は殆んど用いられていなかった。それが室町期に至り一部の紋章が円等で囲まれ始めている。このように輪郭をつけるようになった理由は、素襖や肩衣に位置をきめて紋を描くようになったからと考えられる。しかしこの時代に新しく用いられ始めた紋章には円を付されたものはあまり多く認められないが、一部の紋章では既に外郭として円が用いられている。その囲いも単に円でなく、例えば児文字紋のように異なった形状のものもデザインされている。また1582年に掲載して



児文字紋

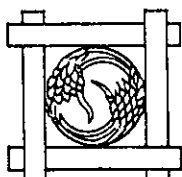


小紋村濃紋

いる常陸の江戸氏が用いた小紋村濃の外郭は隅切角である。図のように隅切角に2本の対角線が交差し、それによって分けられた部分に小さな点を配置し小紋染めに似せたものである。村濃紋のように連続する文様を区切る場合、円で

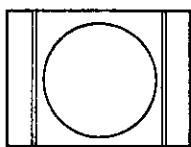
区切るより角で区切る方が内部の文様のバランスを取り易いように思う。その場合、ただ四角にするより四隅を欠いて八角とし、新しい紋のアイデアを練ったのではなからうか。このような工夫は室町期でもなされており上杉氏の竹輪に飛雀はそのよい例であろう。

また亀井氏の家紋である井筒に稲穂丸も紋章の形態としては新しいものである。すなわちその外郭を井筒によって囲み、中の稲を円にまとめている。井筒で囲んだのは亀井氏の一字を



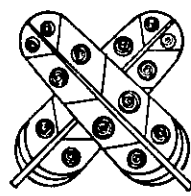
井筒に稲紋

とったものと考えられるし、中の稲も穂積氏の出であるとの理由によるものであろうか、円にまとめているのは外郭の角との視覚的なバランスを整えるためになされたものであろうか。同様に角で囲まれている紋章に岩城氏の櫛子に月紋がある。佐竹氏と岩城氏は互いに婚姻したとあるので佐竹氏の月の丸扇からの変化を考えられる。櫛子とは櫛と同じ意であろうか。櫛は窓につけた格子の意なので風流を解しこのような紋章としたのであろうか。



櫛子に月紋

また鷹の羽を紋章としているのは鎌倉時代からであるが、鎌倉期の菊地氏の場合は並び鷹の羽であった。しかしこの時代の浅野氏の場合はそれを斜に組み合わせて用いている。用いる氏がふえてくると当然形態、デザインも工夫されるわけで、浅野氏の場合は図でもわかるように渦巻が施されており模倣化されているわけである。下って江戸時代の鷹の羽紋の形は非常に変化に富んでいるといわれるが、この時代に鷹の羽を交叉して用いたことが後世のいろいろなパターンの始まりであろうと考えられる。



遠鷹の羽紋

次に円は付せられなくても円形にまとめられ

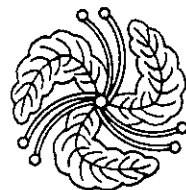
ている紋が増加している。南部鶴丸もそうであったが、鳳凰の丸、輪蝶、違大根、松喰鶴、柏巴紋等をあげることができる。



違大根紋



松喰鶴紋



柏巴紋

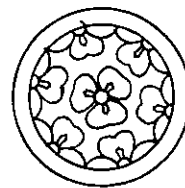


波引車紋

これは前述のように衣服に付する時は、より美しく居紋としてふさわしいからと考えられる。

次に新しい形として考えられる紋章に波引車がある。これは藤原期から用いられていた車文様である車紋の半分を用いたものであり、このように半分にカットした紋章も今までにはなかったものである。

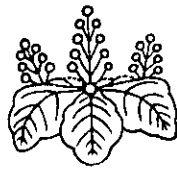
長宗我部氏の酢漿草紋は図によってもわかるように7ヶの酢漿草を組合せたものである。三葉の酢漿草であるが中央に1ヶを配し、周囲の6ヶの酢漿草は円によって区切られている。このような形態も新しいものであり、紋章デザインとしては造形美の上からも優れたものではなからうか。この時代に既にこのようなデザインが工夫されているのは驚嘆に値する。



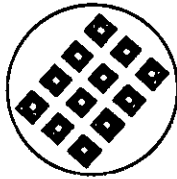
七酢漿草紋

その他新しい紋章の傾向としていえることは、簡潔な紋章もあるが凝ったデザインのものも多いこと、例えば獅子に牡丹、鳳凰の丸、輪蝶、松喰鶴、花橋、七酢漿草や井筒に稲穂丸等をあげることができる。また笹紋で見るように同じ形態をとりながら葉の枚数を変化させてい

るものもある。笹紋と同じような傾向として七九桐を掲げることができる。田中氏の七九桐の場合は図のように中軸の花弁が九花で、左右の花弁が七花のものであろうか。また今まで何種類かの目結紋が用いられているが、寄懸目結紋は目結を斜にして用いている。このようなことを考え合せると、家紋の制定にあたりそれぞれの大名が単に家の目印という意味からだけでなく、趣向を凝らしていると考えられ変化に富んだ紋章が用いられるようになったことがわかる。尚付記すると表5中に見られるシユロの葉は表2の佐々氏(紋章不明)の弟の加賀の佐々氏の紋章である。これはヤシ科の常緑樹のことと考えられるが、どのような形態の紋章であるかわからない。



七九桐紋



寄懸12目結紋

5. 多種類の紋章の使用について

表1, 表2, 表3を比較すると, 表1, 表2に比べて表3においては一人で数種類の紋章を用いている大名が増加していることが認められる。このように一人で何種類もの紋章を用いるのはどのような理由によるものであろうか。家紋が名字や或いは目印として用いられたものであるならば, 一つの紋章を用いるだけでよい筈である。しかしこのように数種類もの紋章を用いた武将がいたことは, 当時の武家生活の一面を示しているように思われる。その一つはこの時代は紋章に大きな権威があったこと, すなわち権威のある家柄からの賜与が行われたことである。この時代は五七の桐が多くのだ名に用いられているが, 文様から転化されたこの紋章は皇室で衣服の文様として用いられ、皇室の専用紋⁹⁾となったという。この紋は前報でも述べたように足利尊氏が後醍醐天皇から拝領し, これを引両紋と共に家紋とし, また臣家に与えた。以上の理由から室町時代には足利氏一族がこの二

つの紋章を用いたのである。つまり権威のある紋章としての基礎が確立したわけである。これは五七の桐そのものが権威のある紋章であるという事実と, 拝領することが光栄であるという二つの意味を考えることができる。下って戦国時代になってからは紋章の下賜⁹⁾がますます盛になったようである。織田信長も皇室から五七の桐を拝領しそれを臣家に与え, 秀吉が信長に代って近畿を平定するに及んで, 豊臣朝臣の姓を拝領し更に菊・桐の紋章を拝領している。秀吉も足利氏や信長の例にならうこれを武将に与えたわけである。以上のような理由から五七の桐を用いる大名が多かったことがわかる。また現代でも桐紋が紋章中一番多く用いられているのもこの辺の理由から推察できる。

紋章を下賜されることが光栄であるならば, 五七の桐以外の紋章においてもこれを主君から拝領するのは臣下にとって最高の榮譽であるわけで, 主君と同じ紋章を用いることにより優位性を誇示することができるわけである。拝領した者は一層忠節を尽すであろうし, 他の武将も一つの目的として励むことが想像される。例えば信濃の仙石氏は永楽銭, 丸に無の字, 五三の桐, 桔梗, 九曜と五種類の紋章を家紋に定めているが, 永楽銭, 丸に無の字の紋章は信長から拝領したものという。また池田氏の蝶紋は信長から下賜された袴についていた紋をとったものだという。一人のだ名が数種の紋章を用いているのは此のような形式のものがかなり多い。このように権威のある紋章が出てきてそれが羨望の的になると, 当然借用したり奪取したりする現象が生ずるわけで, 竜造寺氏の花杏葉紋はよい例であろう。すなわち大友氏が手柄のあった諸将に自家の紋を与え同紋衆として優遇した。大友氏の勢力の発展により, この紋章は九州の諸将の羨望するところとなったためにこれを奪い家紋としたことが記されている。

また譲与という形でも紋章を使用している。例えば伊達氏は上杉氏から竹に雀紋を婚姻という形において譲られているし, また最上氏も竹に雀紋を用いているがこれも婚姻の關係に基づ

くものといわれている。このような形をとって家紋になるのは多くの場合、その紋章は有名武将の用いていた紋章であることがわかる。

他の面から考えると殺戮の戦場に望む武士は、自分の勝利と護身を祈願する気持が強かったわけで、縁起、宗教、神秘等に関係するものに、何かの機会に直面した時にそれを新しく紋章としたわけである。

以上のような諸点を織田家の紋章を例にとつて見ると、表1においては木瓜、桐、蝶を家紋としている。木瓜紋は応仁の乱後斯波氏に代つて勢力を振った朝倉氏から伝わったものというし、蝶紋は織田氏は平氏の出であるからといわれる。また桐紋は將軍義昭から拝領したものという。次に表2では以上の三種の紋の外に、丸

に無の字永楽銭を紋章としている。信長は禅僧である南化国師と親交があったという事実からこの無の字を用いたであろうし、永楽銭を用いたのはその字の瑞祥性からという。このように紋章は武将の生活の中に如何にくだんでいたかを推測することができ、また現代の生活感覚から理解しにくい面もある。

6. 紋章の分布

前述したようにこの時代は大名の興亡が激しく、表記以外にも大名の盛衰があったと考えられるので、はっきりした分布状態を示すとは考えられないが、表1、表2、表3の居住地を基にして、その地方に前報まで用いられていなかった紋章をその種類の数でまとめた。その結果を

表6 鎌倉時代・室町時代と比較して増加した紋章の種類

国名	1572年 (鎌倉・室町 時代に比 べて増加 した紋の 種類)	1582年 (1572年 より更に 増加した 紋の種類)	1600年 (1582年 より更に 増加した 紋の種類)	計	国名	1572年 (鎌倉・室町 時代に比 べて増加 した紋の 種類)	1582年 (1572年 より更に 増加した 紋の種類)	1600年 (1582年 より更に 増加した 紋の種類)	計
松					志				
陸	5	4	1	10	若	2		2	4
出	3	5		8	山				
常	1	2		3	狭	1		2	3
下			1	1	城				
上					江	1			4
下			1	1	賀	1	3		2
武	1		1	2	和	1		1	3
上			2	2	後		1	2	1
安	1			2	丹	1		3	1
相			1	2	丹	1	1		3
伊					撰				
越			3	3	紀	1			3
能			1	1	伊	1		1	1
信		1	9	10	但	1	1	1	3
甲			1	1	播	1			3
駿					和				
遠					河	2		2	4
越	1			6	淡		1	1	2
飛	1			5	因				2
三	1		2	3	美	2			2
加		3	2	5	備				
美	4	2	7	13	伯		1	2	2
張	1	1	4	6	備				1
越					出	1	1		1
佐					備	1			1
伊	1	1	6	8	石	1	1		2
					安	1			2
					防				
					隠	1	1	2	4
					讚				

国名	1572年 (鎌倉・室町 時代に比べて 増加した紋の 種類)	1582年 (1572年より 更に増加した 紋の種類)	1600年 (1582年より 更に増加した 紋の種類)	計	国名	1572年 (鎌倉・室町 時代に比べて 増加した紋の 種類)	1582年 (1572年より 更に増加した 紋の種類)	1600年 (1582年より 更に増加した 紋の種類)	計
阿波		1	3	4	肥後	1		2	3
伊予	1		2	3	日向	1		3	4
土佐	4	1	2	7	薩摩				
筑前			3	3	大隅	2			2
肥前	3		4	7	対馬	1			1
筑後	1	1		2	老岐	1			1
豊前	1			1	合 計	51	32	89	172
豊後									

表6に示す。

表6の結果から前時代に比べて紋章の分布は増加していることが認められる。鎌倉時代の分布状態は、その大半が関東、中部地方に集中し、奥羽、中国、四国、九州地方に位置する国に分布する紋章数は僅かであった。また室町時代は鎌倉時代と同様に関東地方が最も増加を示したことが認められ、次に奥羽地方においても陸奥の国は特に増加を示し、中部地方は尾張を中心増加を示した。また全国的に分布し始めてはいたが九州地方の増加は殆んど認められなかった。

本報においては前時代までの分布状態とは異った結果を示している。表6によってもわかるように前報までは新しい紋章増加の最も顕著であった関東地方は他の地方に比べて最低の増加を示している。すなわち、1572年、1582年、1600年の紋章増加の合計数は関東地方11種類、同じく中国地方も11種類、奥羽地方と四国地方

は18種類、九州地方24種類、近畿地方36種類であり、中部地方は54種と最も多種類の新しい紋章が用いられている。また各年代を比べると増加の顕著な中部、近畿地方は1600年に多種類の紋章が用いられていることが認められ、また九州、四国地方も同様の傾向を示す。この時代の特徴的なことは前時代までは殆んど増加を示さなかった九州に24種類もの新しい紋章が用いられ始めたことであろう。紋章はこの時代から全国的に分布し始めたと考えられるわけである。

引用文献

1. 若山：北星短大紀要，14，33（1968）。
2. 若山：北星短大紀要，16，53（1970）；
3. 竹内理三・小西四郎：高等日本史精図，帝国書院。
4. 笠原一男編：解説日本史地図帳，山川出版社。
5. 太田亮：姓氏家系大辞典，角川書店。
6. 沼田頼輔：日本紋章学，人物往来社。
7. 若山：北星短大紀要，15，45（1969）。